**○関東地方整備局告示第百七十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千二百九十七号町田都市計画道路事業三・三・八号鎌倉街道線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百二十四号府中都市計画道路事業三・四・七号府中清瀬線

三　事業施行期間　自平成十八年十月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百三十九号調布都市計画道路事業三・四・十一号柴崎駅下石原線

三　事業施行期間　自平成十八年十一月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十四号西東京都市計画道路事業三・四・十二号東町線及び西東京都市計画道路事業三・四・十六号東伏見保谷線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百五十六号東村山都市計画道路事業三・四・十五の二号新東京所沢線

三　事業施行期間　自平成十八年七月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百六十八号東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十号線

三　事業施行期間　自平成十八年八月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百五十二号調布都市計画道路事業三・四・七号喜多見国領線

三　事業施行期間　自平成十九年七月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百八十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭